

狛江市固定資産評価審査委員会議事録（令和８年度第１回）

1 日 時 令和８年９月１４日（月）午後２時～２時１０分

2 場 所 防災センター３０２会議室

3 出席者

委員長 江藤 恭之

職務代理者 石川 慶一郎

委員 秋谷 隆一郎

書記 渡邊 麻莉子

前田 寛樹

4 説明者

課税課長

中川 昇永

課税課固定資産税係長

田中 健太郎

（開会 午後２：００）

【事務局】

これより令和８年度第１回狛江市固定資産評価委員会を開催させていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。議題１「委員長及び職務代理者の選任」でございますが、今年度の委員長が選任されるまでの間は、事務局の方で進行させていただきます。委員長につきましては、これまで３人の委員の中で持ち回りにてお願いしておりまして、今年度は江藤委員にお願いさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（賛同の声）

【事務局】

職務代理者につきましては、石川委員にお願いしてもよろしいでしょうか

（賛同の声）

【事務局】

それでは、委員長を江藤委員に、職務代理者を石川委員にお願いし、今後の議事進行は江藤委員長にお願いしたいと思います。

【委員長】

ただいま、委員長に選任されました江藤です。よろしくお願いいたします。

それでは議題２「令和８年度固定資産課税台帳の縦覧結果及び令和８年度税制改正について」に進みたいと思います。担当課より説明をお願いします。

(課税課入室)

【課税課長】

課税課長の中川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【課税課固定資産税係長】

課税課固定資産税係長の田中と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【課税課長】

まず、縦覧・閲覧につきましては、６月１日に縦覧・閲覧期間が終了しましたので、その件数等をご報告します。

また、審査申出につきましては、７月２７日に申出期間が終了しましたが、件数は０件となっております。

詳細につきましては、担当係長より説明いたします。また、主な税制改正事項につきましても併せてご説明します。

【課税課固定資産税係長】

まず、固定資産税の縦覧、閲覧、審査申出件数について御説明します。お手元の資料１をご覧ください。

令和８年度は６月１日に縦覧・閲覧期間が終了しました。

縦覧の件数につきましては、土地が４件、家屋が４件の合計８件、縦覧者実人数は４人でした。

また、閲覧の件数につきましては、土地が２１２件、家屋が１４９件、償却資産が３件の合計３６４件でした。閲覧者実人数は１６８人で、このうち借地・借家人の閲覧は１件でした。

縦覧・閲覧件数につきましては、前年と比較し増加となっております。

これは、固定資産税に関する昨今の報道等の影響もあり、納税者が評価額や税額を確認する意識が高まったことが要因と考えられます。

なお、審査申出につきましては、前年度と同様で令和８年度の審査申出件数は０件となっております。

続きまして、令和８年度の固定資産税の傾向について、御説明します。資料下段の参考をご覧ください。

土地につきましては、負担水準（個々の土地の前年度の課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているか示すもの）の上昇に伴う増と（宅地開発による住宅用地に対する課税標準の特例を適用する宅地の増加で）用途変更による減となっております。

家屋につきましては、新築家屋の増及び新築軽減終了により増となっております。

次に、令和8年度の主な税制改正について、御説明します。資料2をご覧ください。

令和8年度の地方税法等の一部を改正する法律につきましては、令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。資料に沿って御説明します。

1点目が、固定資産税の免税点の見直しに関するものです。

物価指数等が上昇していることを踏まえ、長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額について見直しが行われており、固定資産税についても、家屋に係る免税点を30万円（現行20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行150万円）にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、上記の改正は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

2点目が、改修特別特定建築物に対する税額のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

現行のバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る減額措置について、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設全般を対象とし、固定資産税・都市計画税の課税標準額に乘じる率を3分の1とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明となります。

【委員長】

以上の御説明内容について、質問等がありますか。

【委員】

免税点の見直しについてはこういった趣旨の改正でしょうか。免税点を引き上げは税収減につながると思われますが、いかがでしょうか。

【課税課固定資産税係長】

一般的な税についての考え方として、税の徴収コストと税収額を考慮し、効率的な税収確保を行うという考え方があり、今回免税点を引き上げても、結果

として税収減となるよりもこれまでかかっていた徴収コストが削減される効果の方が上回るということで、今回免税点を引き上げたものと思われます。

【委員】

この改正で、今まで 20 万円以上が免税点だったので課税されていたが、30 万円以上になったので免税される対象となる事例は市内にはありますでしょうか。

【課税課固定資産税係長】

数件にはなりますが、該当する事例がございます。

【委員】

それでも税収減としては 1 件当たり数千円程度ということですね。了解しました。

【委員長】

他に質問等がありますか。

ないようなので、令和 8 年度固定資産課税台帳の縦覧結果及び令和 8 年度税制改正についてはこれで終了とします。ありがとうございました。

(課税課退室)

【委員長】

続きまして、議題 3「その他」について、事務局から連絡事項はありますか。

【事務局】

今年度の定期協議会について

今年度は 10 月 26 日月曜日に午後 2 時～午後 4 時半まで、場所は国立市市民芸術小ホールにて定期協議会が開催予定です。ご出席いただく委員の方は、10 分前には小ホールの入口前にいらっしゃって下さい。

また、来年度の開催については福生市、再来年度は狛江市が幹事市となります。

よろしくお願いします。

【委員長】

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後 2 : 10)